

朝霞市障害福祉計画

(案)

平成 18 年 12 月

- 目 次 -

障害福祉計画の概要	1
1 基本理念等	1
(1) 法定計画としての障害福祉計画	1
(2) 障害福祉計画の基本理念	2
(3) 障害福祉計画の目的	2
(4) 見込量算出方法の留意点	2
2 障害者自立支援法に基づくサービス内容	3
3 平成 23 年度の数値目標	5
(1) 施設入所者及び退院精神障害のある人の地域生活への移行 ...	5
(2) 福祉施設の利用者の一般就労等への移行等	6
サービス等の見込量及びその確保方策	7
1 訪問系サービス	7
(1) 居宅介護	7
(2) 重度訪問介護	7
(3) 行動援護	7
(4) 重度障害者等包括支援	7
2 日中活動系サービス	9
(1) 生活介護	10
(2) 自立訓練（機能訓練）	11
(3) 自立訓練（生活訓練）	12
(4) 就労移行支援	14
(5) 就労継続支援（A型）	15
(6) 就労継続支援（B型）	16
(7) 療養介護	17
(8) 児童デイサービス	18
(9) 短期入所	19
3 居住系サービス	20
(1) 共同生活援助（グループホーム）	20
(2) 共同生活介護（ケアホーム）	20
(3) 施設入所支援	21

地域生活支援事業.....	22
1 相談支援事業.....	23
2 コミュニケーション支援.....	25
3 日常生活用具給付.....	27
4 移動支援.....	28
5 地域活動支援センター機能強化.....	30
6 日中一時支援事業.....	32
7 社会参加（任意事業）.....	33
（1）奉仕員等の養成.....	33
（2）スポーツ、文化、芸術活動.....	34
障害福祉計画の期間と見直し.....	35
（1）障害福祉計画の期間.....	35
（2）障害福祉計画の見直し.....	35
障害福祉計画の達成状況の点検と評価.....	35
（1）障害福祉計画の達成状況の点検と評価の考え方.....	35
（2）障害福祉計画の達成状況の点検と評価の実施方法.....	35

障害福祉計画の概要

1 基本理念等

(1) 法定計画としての障害福祉計画

朝霞市障害福祉計画は、障害者自立支援法第 88 条第 1 項に定める法定計画として策定するものです。

障害者自立支援法の位置づけ

第八十八条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村障害福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 各年度における指定障害福祉サービス又は指定相談支援の種類ごとの必要な量の見込み
- 二 前号の指定障害福祉サービス又は指定相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策
- 三 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項
- 四 その他障害福祉サービス、相談支援及び市町村の地域生活支援事業の提供体制の確保に關し必要な事項

3 （略）

4 市町村障害福祉計画は、障害者基本法第九条第三項に規定する市町村障害者計画、社会福祉法第七十条に規定する市町村地域福祉計画その他の法律の規定による計画であって障害者等の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

5～8 （略）

(2) 障害福祉計画の基本理念

本計画を推進するに当たっての基本理念を次のとおりとします。

障害のある人の自己決定と自己選択の尊重
市町村を基本とする仕組みへの統一と三障害の制度の一元化
地域生活移行や就労支援等の課題に対応したサービス基盤の整備

(3) 障害福祉計画の目的

本計画は、障害者自立支援法第 88 条第 2 項に位置づける事項を定め、障害福祉サービスの的確な提供を推進するために策定するものです。

(4) 見込量算出方法の留意点

障害福祉サービスの見込量の算出に当たっては、国や県が示している方法がありますが（基本的な算出方法）、まだ実績が十分に把握できていないため、この方法によらない場合があります。

第二期計画策定に当たっては、第一期の実績を踏まえて見込量を算出します。

2 障害者自立支援法に基づくサービス内容

自立支援法に基づくサービスは、全国一律の基準で実施される「自立支援給付」と、地域の特性や利用者の状況に応じて柔軟に地方自治体が実施する「地域生活支援事業」があります。自立支援給付は、介護給付と訓練等給付(障害福祉サービス)、自立支援医療、補装具に分けられます。

図 総合的な自立支援システムの構築

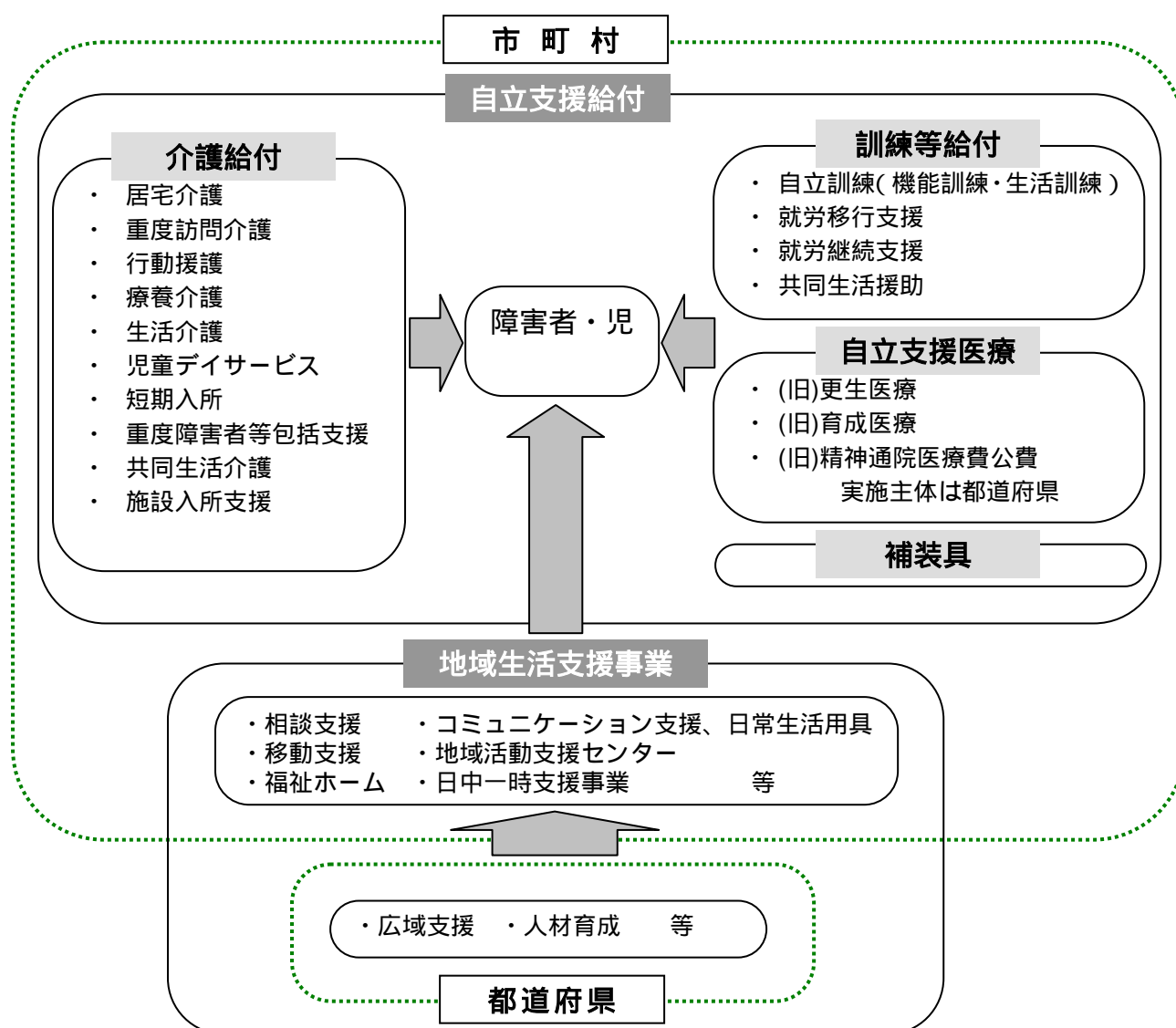
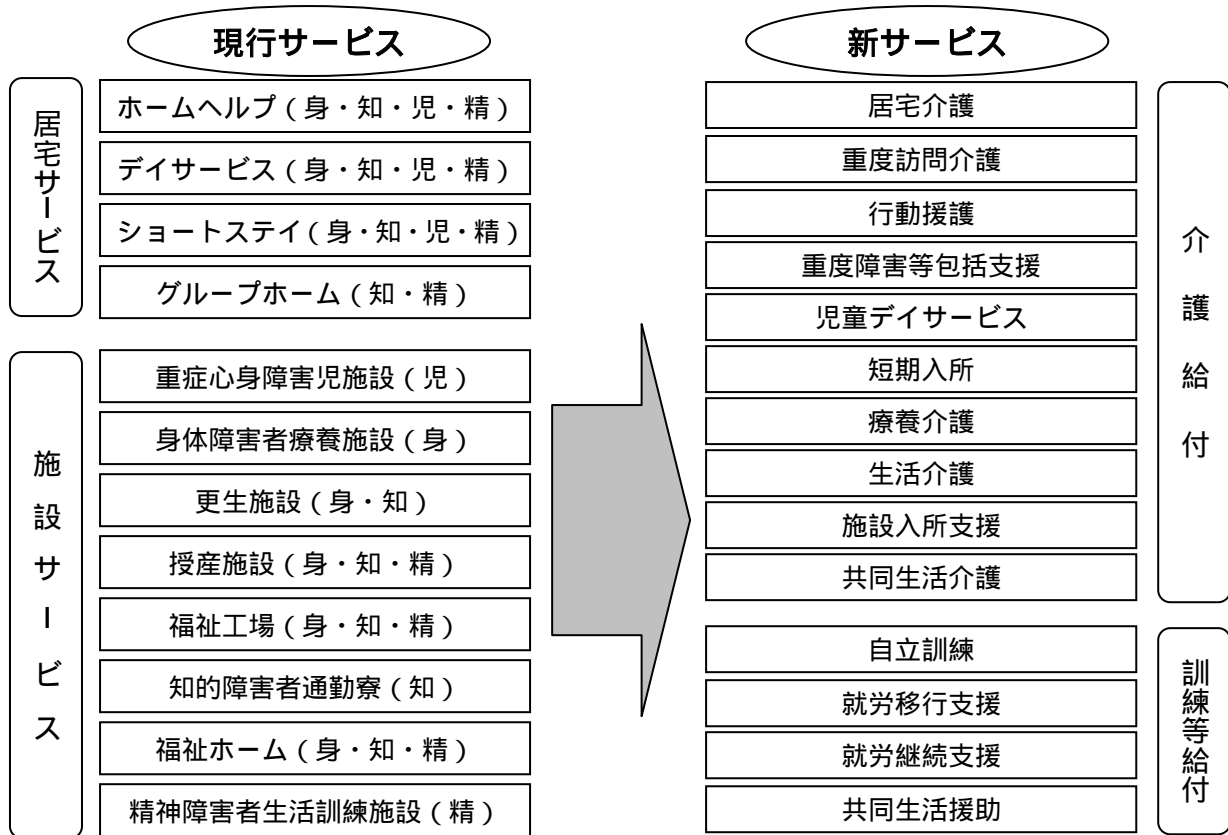


図 福祉サービスに係る自立支援給付の体系



このほか、支援事業として移動支援、地域活動支援センター、福祉ホーム等を制度化

3 平成 23 年度の数値目標

(1) 施設入所者及び退院精神障害のある人の地域生活への移行

入所施設入所者の地域生活への移行

福祉施設から地域生活への移行を支援するため、希望する福祉施設入所者に対し、地域生活のためのサービスを提供します。

平成 23 年度末において、福祉施設に入所している身体・知的障害のある人の 7.4%の方の地域生活への移行を目指します。

項 目	数 値	考 え 方
現在の入所者数 (A)	68 人	平成 18 年 3 月 31 日の数
【目標値】(B) 地域生活移行	5 人 (7.4 %)	(A)のうち、平成 23 年度末までに地域生活へ移行する者の目標数
新たな施設入所支援 利用者 (C)	0 人	平成 23 年度末までに新たに施設入所支援が必要な利用人員見込
平成 23 年度末の 入所者数 (D)	63 人	平成 23 年度末の利用人員見込 (A - B + C)
【目標値】(E) 入所者削減見込	5 人 (7.4 %)	差引減少見込数 (A - D)

ワークシートによる推計結果によります。

入院中の精神障害のある人の地域生活への移行

精神科病院等から地域生活への移行が可能であるにもかかわらず、地域で生活するための支援体制が不十分なことからやむを得ず入院している患者の地域生活への移行を支援します。受け入れ条件が整えば退院可能な精神障害のある人 15 人の地域生活への移行を進めます。

項 目	数 値	考 え 方
現在の退院可能精神障 害者数	15 人	埼玉県提供資料による。
【目標値】 減少数	15 人	上記のうち、平成 23 年度末までに減少を目指す数

退院可能精神障害者数は、埼玉県提供データによります。

(2) 福祉施設の利用者の一般就労等への移行等

就労支援施策の充実を図り、通所施設等から一般就労に移行する障害のある人の数を平成 23 年で 3 人を見込みます。また、平成 23 年までには約 8 人を見込みます。

項 目	数 値	考 え 方
現在の年間一般就労者数	0 人	平成 17 年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数
【目標値】 年間一般就労者数	3 人	平成 23 年度 1 年間に於いて施設を退所し、一般就労する者の数

ワークシートによる推計結果によります。なお、平成 18 年度から平成 23 年度で約 8 人です。

サービス等の見込量及びその確保方策

1 訪問系サービス

- (1) 居宅介護
- (2) 重度訪問介護
- (3) 行動援護
- (4) 重度障害者等包括支援

サービスの考え方

サービス名	主たる利用対象者	サービス内容
居宅介護	障害程度区分1以上である障害のある人、障害のある子ども	入浴、排せつまたは食事の介護等を利用します。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者であって、常時介護を要する障害のある人のうち以下のいずれにも該当する方 障害程度区分4以上 二肢以上に麻痺がある 「歩行」「移乗」「排尿」「排便」のいずれも「できる」以外	食事や排せつ等の身体介護、調理や選択等の家事援助、コミュニケーション支援、外出時における移動介護等を総合的に行います。
行動援護	知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害のある子ども・者であって、常時介護を有する者のうち以下のいずれにも該当する方 障害程度区分3以上 行動障害やコミュニケーション及びてんかんに関する12項目中の合計点数が10点以上	自傷、異食、徘徊等の危険等を回避するための援護の一部(移動を含む)を行います。
重度障害者等包括支援	常時介護を有する障害のある人であって、その介護の必要の程度が著しく高い方 障害程度区分6に該当する者のうち、意思疎通に著しい困難を有する者であって、以下に掲げる方 重度訪問介護の対象であって、四肢すべてに麻痺があり、寝たきりの状態にある障害者(ALSなど気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている身体障害者、または、最重度知的障害者) 行動関連項目(12項目)の等の合計点数が15点以上の強度行動障害のある方	ケアマネジメント、24時間対応等のサービスを提供できる体制の事業者が「サービス利用計画」に基づいて複数のサービスを包括的に提供します。

これまでの事業

障害者居宅介護支援事業の実施状況

	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
ホームヘルプサービス (時間数)	642 人 14,714 時間	1,096 人 20,320 時間	1,223 人 29,543 時間

見込量

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 23 年度
訪問系サービス (時間数)	1,523 時間	1,814 時間	2,106 時間	2,981 時間

居宅介護支援事業が毎年約 7,000 時間伸びると想定し、その 50%を訪問系サービスとします。年間時間数を 12 で割り、1 箇月当たりの時間数に換算。

確保の方策

居宅介護は、支援費制度の居宅介護（ガイドヘルプを除く）及び精神障害者ホームヘルプとして実施していた事業であり、重度訪問介護は、支援費制度の日常生活支援に移動介護を追加したものです。また、行動援護は、支援費制度の行動援護として実施していた事業であり、事業者により目標事業量を確保します。

重度障害者等包括支援は、ケアマネジメント、24 時間対応などのサービスを提供できる事業者により目標事業量を確保します。

基本的な算出方法（単位：時間）

平成 17 年度のホームヘルプサービス（移動支援に該当する分を除く）延べ利用者数に利用者数の伸び分を加え、平均利用時間（伸び分を考慮）を乗じて見込量を算出します。

利用者の伸びには、新たなサービス利用者分（現在の施設入所待機者、養護学校卒業者、入所施設からの地域移行者、退院可能精神障害者等）を考慮します。

2 日中活動系サービス

日中活動系サービス全体の見込量の考え方は、次の 及び を合算した数です。

支援費制度等に基づいて障害のある人等の支援を行う施設(以下「法定施設」という。)のサービス利用者及び小規模作業所の利用者の合計数を基礎として、近年の利用者数の伸びを勘案して見込んだ数から、一般就労に移行する者の見込数、地域活動支援センター及び法定外施設(法定施設以外の施設をいう。)の利用者見込数を控除した数

退院可能な精神障害のある人のうち、退院時のニーズ等を勘案して日中活動系サービスの利用が見込まれる者の数

(1) 生活介護

サービスの考え方

サービス名	主たる利用対象者	サービス内容
生活介護	地域や入所施設において、安定した生活を営むため、常時介護等の支援が必要な障害のある人 障害程度区分3(施設へ入所する場合は区分4)以上 年齢が50歳以上の場合は、障害程度区分が2(施設へ入所する場合は区分3)以上	主として昼間に障害者入所支援施設等で、入浴、排せつまたは食事の介護、創作的活動、生産活動の機会の提供などを利用します。

見込量

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度
利用者数	28人	58人	75人	101人
延べ利用日数(人日)	616人日	1,276人日	1,650人日	2,222人日

利用者数×22日

確保の方策

身体障害者療護施設や知的障害者更生施設などで日中行っていたサービスであり、これら障害者入所支援施設等の事業者によりサービスを確保します。

基本的な算出方法(単位:人日)

現時点の法定施設の利用者のうち障害程度区分が区分3以上(入所の場合は区分4以上)又は50歳以上の区分2以上(入所の場合は区分3以上)に該当する者の見込数を基礎として、現時点の利用者のニーズ、近年の利用者数の伸び等を勘案して求めた数に、小規模作業所の利用者数等のうち新たに生活介護事業の対象者と見込まれる者の数を加えた利用人員を求めます。

これにより推計し算出された利用人員に、平均利用日数を乗じたものを見込量とします。平均利用日数は22日を標準とします。

上記見込量の算出にあたっては、この算出方法によらず、国から示されたワークシートで算出しています。

(2) 自立訓練（機能訓練）

サービスの考え方

サービス名	主たる利用対象者	サービス内容
自立訓練 （機能訓練）	<p>地域生活を営む上で身体機能・生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な身体障害のある人</p> <p>入所施設・病院を退所・退院した方であって、地域生活への移行等を図る上で、身体的リハビリテーションの継続や身体機能の維持・回復などの支援が必要な方</p> <p>盲・ろう・養護学校を卒業した方であって、地域生活を営む上で、身体機能の維持・回復などの支援が必要な方</p>	<p>有期限のプログラムに基づき、身体機能の向上のために必要な訓練等を利用します。</p>

見込量

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 23 年度
利用者数	0.3 人	0.8 人	1.0 人	1.3 人
延べ利用日数(人日)	7 人日	18 人日	22 人日	29 人日

利用者数 × 22 日

確保の方策

身体障害者更生施設等で日中行っていたサービスであり、これら障害者入所支援施設等の事業者によりサービスを確保します。

基本的な算出方法（単位:人日）

現時点の身体障害者更生施設の利用者数を基礎として、施設入所者の地域生活への移行の数値目標を勘案して利用人員を求めます。

これにより推計し算出された利用人員に、平均利用日数を乗じたものを見込量とします。平均利用日数は 22 日を標準とします。

上記見込量の算出にあたっては、この算出方法によらず、国から示されたワークシートで算出しています。

(3) 自立訓練(生活訓練)

サービスの考え方

サービス名	主たる利用対象者	サービス内容
自立訓練 (生活訓練)	地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等のため、以下に該当する一定の支援が必要な知的障害のある人・精神障害のある人 入所施設・病院を退所・退院した者であって、地域生活への移行を図る上で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な方 養護学校を卒業した者、継続した通院により症状が安定している方等であって、地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な方、等	障害の状況から自立生活が困難な方が有期限のプログラムに基づき、地域での生活を営む上で必要な訓練等を利用します。

見込量

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 23 年度
利用者数	1.7 人	4.0 人	5.7 人	8.2 人
延べ利用日数(人日)	37 人日	88 人日	125 人日	180 人日

利用者数 × 22 日

確保の方策

知的障害者更生施設や精神障害者生活訓練施設などで日中行っていたサービスであり、これら障害者入所支援施設等の事業者によりサービスを確保します。

また、帰宅後に訓練を行うとして、一定期間、夜間の居住の場を提供する「宿泊型」については、入所授産施設(知的・精神)等の事業者によりサービスを確保します。

基本的な算出方法（単位:人日）

次の から を合算した数に、平均的なサービス利用期間を勘案して利用人員を定めます。

施設入所者の地域生活への移行の数値目標を達成できるよう、現在の知的障害のある人等の施設入所者であって生活介護事業の対象と見込まれる方以外の方のうちから、利用者のニーズ等を勘案して見込んだ数

地域において親等と暮らす方であって自立生活を希望する方のうち、生活訓練事業の対象者と見込まれる方の数

退院可能な精神障害のある人のうち、退院時のニーズ等を勘案して生活訓練事業の対象者と見込まれる方の数

これを基に推計し算出された利用人員に、平均利用日数を乗じたものを見込量とします。平均利用日数は 22 日を標準とします。

上記見込量の算出にあたっては、この算出方法によらず、国から示されたワークシートで算出しています。

(4) 就労移行支援

サービスの考え方

サービス名	主たる利用対象者	サービス内容
就労移行支援	一般就労等を希望し、知識・能力の向上、実習、職場探し等を通じ、適性にあった職場への就労等が見込まれる 65 歳未満の障害のある人 企業等への就労を希望する方 技術を習得し、在宅で就労・起業を希望する方	有期限のプログラムに基づき、生産活動やその他の活動を通じて、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練等を利用します。

見込量

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 23 年度
利用者数	6 人	13 人	17 人	21 人
延べ利用日数(人日)	132 人日	286 人日	374 人日	462 人日

利用者数 × 22 日

確保の方策

授産施設（身体・知的・精神）や更生施設（身体・知的）等で日中行っていたサービスであり、これら障害者入所支援施設等の事業者によりサービスを確保します。

基本的な算出方法（単位：人日）

次の から を合算した数に、平均的なサービス利用期間を勘案して、利用人員を求めます。

福祉施設の利用者の一般就労への移行の数値目標が達成できるよう、現時点の福祉施設の利用者であって生活介護事業の対象と見込まれる方以外の方のうちから、利用者のニーズ等を勘案して見込んだ数

養護学校卒業者等新たに就労移行支援事業の対象者と見込まれる方の数

退院可能な精神障害のある人のうち、退院時のニーズ等を勘案して就労移行支援事業の対象者と見込まれる方の数（精神病院が病床を転換すること等により、自立訓練（生活訓練）事業又は就労移行支援事業として、退院可能な精神障害のある人に対して、居住に係る支援を提供する場合の対象者を含む。）

これを基に推計し算出された利用人員に、平均利用日数を乗じたものを見込量とします。平均利用日数は 22 日を標準として設定します。

上記見込量の算出にあたっては、この算出方法によらず、国から示されたワークシートで算出しています。

(5) 就労継続支援(A型)

サービスの考え方

サービス名	主たる利用対象者	サービス内容
就労継続支援A型	就労に必要な知識・能力の向上を図ることにより、雇用契約に基づく就労が可能な障害のある人(利用開始時に65歳未満) 就労移行支援事業を利用したが、企業等の雇用に結びつかなかった方 盲・ろう・養護学校を卒業して就職活動を行ったが、企業等の雇用に結びつかなかった方 企業等を離職した者等就労経験のある方で、現に雇用関係がない方	利用者と事業者が雇用関係を結び、就労の機会の提供を受け、生産活動その他の活動の機会を通じて、知識や能力の向上のために必要な訓練等を利用します。

見込量

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度
利用者数	0.1人	0.3人	2.3人	11.1人
延べ利用日数(人日)	2人日	7人日	51人日	244人日

利用者数 × 22日

確保の方策

授産施設(身体・知的・精神)などで日中行っていたサービスであり、これら障害者支援施設等の事業者によりサービスを確保します。

基本的な算出方法(単位:人日)

日中活動系サービス全体の見込量から、就労継続支援事業以外の介護給付等の対象者と見込まれる方の数を控除した数のうち、就労継続支援(A型)事業の対象として適切と見込まれる数を勘案して利用人員を定めます。

これを基に推計し算出された利用人員に、平均利用日数を乗じたものを見込量とします。平均利用日数は22日を標準として設定します。

上記見込量の算出にあたっては、この算出方法によらず、国から示されたワークシートで算出しています。

(6) 就労継続支援 (B型)

サービスの考え方

サービス名	主たる利用対象者	サービス内容
就労継続支援 B 型	<p>就労の機会を通じ、生産活動にかかる知識及び能力の向上や維持が期待される障害のある人</p> <p>企業等や就労継続支援事業 (A 型) での就労経験がある方であって、年齢や体力の面で雇用されることが困難となった方 就労移行支援事業を利用したものの、企業等又は就労継続支援事業 (A 型) の雇用に結びつかなかった方 以上に該当しない方であって、50 歳に達している方、又は試行の結果、企業等の雇用、就労移行支援事業や就労継続支援事業 (A 型) の利用が困難と判断された方</p>	<p>一定の賃金水準のもとでの継続した就労の機会の提供を受け、OJT、雇用への移行支援等のサービスを利用します。年齢が高く雇用が困難な障害のある人も対象となります。</p>

見込量

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 23 年度
利用者数	3 人	6 人	12 人	30 人
延べ利用日数(人日)	66 人日	132 人日	264 人日	660 人日

利用者数 × 22 日

確保の方策

授産施設 (身体・知的・精神) や更生施設 (身体・知的) などで行っていたサービスであり、これら障害者支援施設等の事業者によりサービスを確保します。

基本的な算出方法 (単位:人日)

就労継続支援事業の対象者と見込まれる数から就労継続支援 (A 型) 事業の見込数を控除した数を勘案して、利用人員を定めます。

これを基に推計し算出された利用人員に、平均利用日数を乗じたものを見込量とします。平均利用日数は 22 日を標準として設定します。

工賃の平均額については、区域にとらわれず、現在の作業内容等に応じて目標水準を設定します。

上記見込量の算出にあたっては、この算出方法によらず、国から示されたワークシートで算出しています。

(7) 療養介護

サービスの考え方

サービス名	主たる利用対象者	サービス内容
療養介護	病院等への長期の入院による医療的ケアに加え、常時の介護を必要とする障害のある人 ALS患者等気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている方であって、障害程度区分6の方 筋ジストロフィー患者又は重度心身障害のある人であって、障害程度区分6以上の方	主として昼間に病院等において機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下での介護や日常生活上のサービスを利用します。

見込量

現在、進行性筋萎縮症者療養等給付事業の対象者1名です。

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度
療養介護	1人	1人	1人	1人

確保の方策

重症心身障害児入所施設（年齢超過児）などを利用していただいていた障害のある人が、病院等において医学的管理の下で介護や日常生活上のサービスを利用するものであり、専門的な医療機関等によりサービスを確保します。

基本的な算出方法（単位:人分）

現時点の重症心身障害児施設（委託病床を含む。）進行性筋萎縮症者療養等給付事業の対象者を基礎として、近年の利用者数の伸び等を勘案して、量の見込みを定めます。

(8) 児童デイサービス

サービスの考え方

サービス名	主たる利用対象者	サービス内容
児童デイサービス	療育の観点から個別療育、集団療育を行う必要が認められる児童（必要に応じ児童相談所、保健所の意見を求める）	肢体不自由児施設等に通い、日常生活における基本的動作の指導、集団生活への適応訓練などのサービスを利用します。

これまでの事業

	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
児童デイサービス	0 人	0 人	0 人

見込量

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 23 年度
児童デイサービス	1 人	1 人	1 人	1 人

必要に応じて実施するものとします。

確保の方策

肢体不自由児施設などで日中行っていたサービスであり、これら施設等によりサービスを確保します。

基本的な算出方法（単位:人分）

現時点の児童デイサービス事業の利用者数を基礎として、近年の利用者数の伸び等を勘案し、市町村地域生活支援事業で実施される障害のある子どもを対象とした事業との役割分担を踏まえた上で、利用人員を求めます。

これを基に算出した利用人員に、平均利用日数を乗じたものを見込量とします。

平均利用日数は市町村地域生活支援事業で実施される日中一時支援事業に移行するものを除いた利用状況を基に設定します。

(9) 短期入所

サービスの考え方

サービス名	主たる利用対象者	サービス内容
短期入所	障害程度区分1以上である障害のある人、障害のある子ども	介護者の疾病その他の理由で障害者支援施設に短期入所し、入浴、排せつ、食事の介護などのサービスを利用します。

これまでの事業

	平成15年度	平成16年度	平成17年度
短期入所	27人	56人	112人

日帰りを除く、年間延べ利用者数

見込量

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度
短期入所 (1箇月当り)	11人	13人	15人	20人

1箇月あたりの利用者数の伸びを、過去の実績の半分の年間1.8人としました。
(平成15年度から17年度にかけての年間増加数は、43人、1箇月当り3.6人。この伸びが半分になると想定しました。)

確保の方策

支援費制度における短期入所、精神障害者ショートステイなどとして行っていたサービスであり、事業者によりサービスを確保します。

基本的な算出方法(単位:人分)

現時点の短期入所事業の利用者数を基礎として、利用者数の伸び、新たにサービス利用が見込まれる精神障害のある人の数等を勘案して、利用人員を求めます。
これを基に算出した利用人員に平均利用日数を乗じたものを見込量とします。

3 居住系サービス

(1) 共同生活援助（グループホーム）

(2) 共同生活介護（ケアホーム）

サービスの考え方

サービス名	主たる利用対象者	サービス内容
共同生活介護（ケアホーム）	介護を必要とする知的障害のある人、精神障害のある人 ・障害程度区分2以上である方 （身体障害のある人は検討中）	事業者と利用者が賃貸契約を結び、共同生活の場において入浴、食事、排せつ等の介護や日常生活上の世話を利用します。平日の日中は外部の日中活動を利用します。
共同生活援助（グループホーム）	介護を必要とせず、就労している又は自立訓練、就労移行支援等を利用している知的障害のある人、精神障害のある人	事業者と利用者が賃貸契約を結び、共同生活の場において食事提供その他の日常生活上の世話を利用します。

見込量

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度
共同生活援助・共同生活介護（累計）	4人分	5人分	8人分	17人分

確保の方策

グループホーム、入所施設、精神障害者生活訓練施設などで行っていたサービスであり、これら事業者によりサービスを確保します。

基本的な算出方法（単位:人分）

福祉施設からグループホーム又はケアホームへの移行者について、施設入所者の地域生活への移行の数値目標が達成されるよう、現時点の利用者数を基礎として近年の利用者数の増、退院可能な精神障害のある人を含め新たにサービス利用が見込まれる方の数を勘案して見込んだ数を合算した数から、利用人員を求めます。

これを基に推計し算出した利用人員を見込量とします。

上記見込量の算出にあたっては、この算出方法によらず、国から示されたワークシートで算出しています。

(3) 施設入所支援

サービスの考え方

サービス名	主たる利用対象者	サービス内容
施設入所支援	夜間において、介護が必要な方、通所が困難である自立訓練又は就労移行支援の利用者 生活介護利用者のうち、障害程度区分4以上の方(50歳以上の場合は、区分3以上) 自立訓練又は就労移行支援の利用者のうち、地域の社会資源の状況等により、通所することが困難である方	夜間における入浴、排せつ等の介護や日常生活上の相談支援等を行います。 ・生活介護の利用者は利用機関の制限なし ・自立訓練及び就労移行支援の利用者は、当該サービスの利用期間に限定

これまでの事業

	平成15年度	平成16年度	平成17年度
施設入所者数	67人	68人	68人

見込量

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度
施設入所支援	68人	69人	68人	63人

確保の方策

重症心身障害児入所施設、療護施設(身体)、入所更生施設(身体・知的)、入所授産施設(身体・知的・精神)などであり、これら障害者入所支援施設等によりサービスを確保します。

基本的な算出方法(単位:人分)

現時点の施設入所者数を基礎として、施設入所者の地域生活への移行の数値目標数を控除した上で、ケアホーム等での対応が困難な者の利用といった真に必要と判断される数を加えた数から、量の見込みを定めます。

なお、待機者数が多い埼玉県の実情を勘案し、現在の入所施設の入所者数については、平成23年度末までに4%以上削減することを目標とします。

上記見込量の算出にあたっては、この算出方法によらず、国から示されたワークシートで算出しています。

地域生活支援事業

地域生活支援事業の総括は、下表のとおりです。

(総括表) 地域生活支援事業の見込量及びその考え方

事業名	平成 18 年度		平成 19 年度		平成 20 年度		平成 23 年度	
	箇所	人数	箇所	人数	箇所	人数	箇所	人数
(1)相談支援事業								
相談支援事業								
ア 障害者相談支援事業	1		1		1		1	
イ 地域自立支援協議会	1		1		1		1	
市町村相談支援機能強化事業	検討		検討		検討		検討	
住宅入居等支援事業	検討		検討		検討		検討	
成年後見制度利用支援事業	実施		実施		実施		実施	
(2)コミュニケーション支援事業		122		134		146		172
(3)日常生活用具給付等事業	180 件		180 件		180 件		180 件	
介護訓練支援用具								
自立生活支援用具								
在宅療養等支援用具								
情報・意思疎通支援用具								
排泄管理支援用具								
住宅改修費								
(4)移動支援事業（左：人、右：時間）	460	11,000	540	13,000	630	15,000	880	21,000
(5)地域活動支援センター機能強化事業								
基礎的事業	3	35	5	50	10	75	10	110
機能強化事業	0		3		5		5	
(6)日中一次支援事業		20		22		24		30
(7)社会参加（任意事業）								
奉仕員等の養成（手話）	実施		実施		検討		検討	
奉仕員等の養成（要約等）	検討		検討		検討		検討	
スポーツ、文化、芸術		350		350		350		350

1 相談支援事業

サービスの考え方

障害者相談支援事業

障害のある人等の福祉に関する各般の問題につき、障害のある人等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の障害福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行うとともに、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整その他の障害のある人等の権利擁護のために必要な援助（相談支援事業）を行います。

事業内容は、福祉サービスの利用援助、社会資源を利用するための支援、社会生活力を高めるための支援、ピアカウンセリング、権利の擁護のために必要な援助、専門機関の紹介、地域自立支援協議会の運営などです。

市町村相談支援機能強化事業

市町村における相談支援事業が適正かつ円滑に実施されるよう、一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を配置することにより、相談支援機能の強化を図ります。専門的職員としては、社会福祉士、保健師、精神保健福祉士等を配置します。

地域自立支援協議会

相談支援事業をはじめとする地域の障害福祉に関するシステムづくり、中核的な役割を果たす協議の場として設置します。

住宅入居等支援事業（居住サポート事業）

賃貸契約による一般住宅（公営住宅及び民間の賃貸住宅）への入居を希望しているものの、保証人がいない等の理由により入居が困難な障害のある人に対し、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障害のある人の地域生活を支援します。夜間を含めて緊急時に対応が必要な場合の支援を行います。

対象者は、知的障害のある人及び精神障害のある人です。

成年後見制度利用支援事業

障害福祉サービスの利用等の観点から、成年後見制度の利用が有効と認められる知的障害のある人又は精神障害のある人に対し、成年後見制度の利用を支援することにより、障害のある人の権利擁護を図ります。

これまでの事業

	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
障害者相談支援事業	合計 147 回	合計 240 回	合計 200 回
身体障害者			
知的障害者			
精神障害者			

障害者相談支援事業の内訳（平成 17 年度）は、身体障害のある人 38 件、知的障害のある人 108 件、精神障害のある人 46 件、その他 8 件である。

見込量

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 23 年度
障害者相談支援事業	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所
地域自立支援協議会	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所
相談支援機能の強化	検討	検討	検討	検討
住宅入居等支援	検討	検討	検討	検討
成年後見制度利用支援	実施	実施	実施	実施

確保の方策

相談支援体制については、志木市と共同で行い、社会福祉法人朝霞地区福祉会に委託して実施します。

成年後見制度については、広く周知を図るとともに必要に応じて支援を行います。

基本的な算出方法（単位:箇所分）

障害者相談支援事業、地域自立支援協議会の実施見込箇所数を明らかにします。

市町村相談支援機能強化事業、住宅入居等支援事業及び成年後見制度利用支援事業のうち、実施するものについて、実施見込箇所数を示します。

2 コミュニケーション支援

サービスの考え方

事業の対象者

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害のある人等を対象とします。

手話通訳者

手話通訳士 手話通訳技能認定試験に合格し登録した方。

手話通訳者 都道府県が実施する手話通訳者養成研修事業において手話通訳者として登録された方。

手話奉仕員 市町村及び都道府県で実施する奉仕員養成研修事業において手話奉仕員として登録された方。

要約筆記者

要約筆記奉仕員 市町村及び都道府県で実施する奉仕員養成研修事業において要約筆記奉仕員として登録された方。

これまでの事業

手話通訳は、埼玉聴覚障害者情報センターからの派遣件数、派遣人数

	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
手話通訳者派遣	65 件	95 件	101 件
	106 人	136 人	183 人
要約筆記者派遣	9 件	13 件	11 件
	37 人	23 人	22 人
合計（1 か月当たり） （年間）	74 件	108 件	112 件
	6 件	9 件	9 件
	143 人	159 人	205 人

見込量

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 23 年度
手話通訳者の派遣	110 件	120 件	130 件	150 件
要約筆記者の派遣	12 件	14 件	16 件	22 件
合計（年間）	122 件	134 件	146 件	172 件
	244 人	268 人	292 人	344 人
（月間）	10 件	11 件	12 件	14 件
手話通訳者の設置	検討	検討	検討	検討

平成 17 年度の実績から派遣人数は、1 件当たり 2 人としました。

確保の方策

手話通訳者及び要約筆記者の派遣を「社会福祉法人埼玉聴覚障害者福祉会（埼玉聴覚障害者情報センター）」に委託して実施します。なお、手話通訳者の派遣は平成 20 年度から実施するよう検討します。

手話通訳者の設置については、需要をみながら検討します。

基本的な算出方法（単位:人分、件分）

聴覚、言語機能、音声機能等の障害のため、意思の疎通を図ることに支障のある障害のある人等の利用者数及び延べ利用件数について、障害のある人数の推移及びニーズ等を勘案して量を見込みます。

3 日常生活用具給付

サービスの考え方

給付に当たっては、必要性や価格、家庭環境等をよく調査し、真に必要なものに適正な用具をより低廉な価格で購入し給付します。

給付品目の選定に当たっては、(財)テクノエイド協会が運営するテクニカルエイド情報システムの活用による情報収集を行うなど、同機能であればより低廉なものを給付するものとします。

これまでの事業

	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
介護訓練支援用具	7	2	1
自立生活支援用具	31	22	11
在宅療養等支援用具	15	13	11
情報・意思疎通支援用具	23	33	32
排泄管理支援用具	16	13	22
住宅改修費	5	1	2
合計(旧制度)	97 件	84 件	93 件
(新制度分)	1,131 件	1,062 件	1,028 件
(1 か月当たり)	191 件	173 件	179 件

新制度による増加分は、ストマ装具による増加が主のため、これを 12 か月で割って、1 か月あたりに換算。1 か月あたりは、旧制度利用件数に(新制度増加分÷12 か月)を加えて求めます。

見込量

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 23 年度
日常生活用具給付	180 件 / 月	180 件 / 月	180 件 / 月	180 件 / 月

確保の方策

給付の決定、給付品目の選定に当たって、適正な運用を図り、地域生活支援事業の安定運営に資するものとします。

基本的な算出方法(単位:件分)

日常生活用具の種類ごとに、平成 17 年度の実利用者数及びニーズ等を勘案した給付等利用者数を見込量とします。

4 移動支援

サービスの考え方

個別支援型

個別的支援が必要なものに対する、マンツーマンによる支援を行います。

グループ支援型

複数の障害のある人等への同時支援を行うもので、屋外でのグループワーク、同一目的地・同一イベントへの複数人同時参加の際の支援などを行います。

車両移送型

福祉バス等車両の巡回による送迎支援などで、公共施設、駅、福祉センター等障害のある人等の利便を考慮し、経路を定めた運行、各種行事の参加のための運行等、必要に応じて支援を行います。

これまでの事業（障害者居宅介護支援事業）

	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
身体障害者	436 人 12,020.5 時間	702 人 15,333.5 時間	601 人 20,127.5 時間
知的障害者	117 人 1,915.5 時間	196 人 2,438.5 時間	203 人 3,074 時間
精神障害者	89 人 778 時間	198 人 2,548.5 時間	419 人 6,342 時間
合計	642 人 14,714 時間	1,096 人 20,320 時間	1,223 人 29,543 時間

うち、「行動援護」相当分は、約 1 %。「重度訪問介護」相当分は、約 10 %。

見込量

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 23 年度
移動支援	460 人	540 人	630 人	880 人
（年間）	11,000 時間	13,000 時間	15,000 時間	21,000 時間
（1 か月）	920 時間	1,100 時間	1,250 時間	1,750 時間
	20 箇所	22 箇所	24 箇所	24 箇所

居宅介護支援事業が毎年約 7,000 時間伸びると想定し、そのうちの 30%を移動支援とします。

近年の傾向から、1 人当たり 24 時間の利用としました。

事業所数は、平成 16 年度は 18 事業所、平成 17 年度は 20 事業所、平成 18 年度は 10 月 1 日現在 16 事業所で増加の見込。平成 20 年度までは年間 2 箇所ずつ増加するものとし、その後は横ばいとしました。

確保の方策

指定事業者への委託により実施するとともに、需要に応じて必要な事業者の確保に努めます。

なお、利用者の利便性を考慮し、代筆、代読等障害種別に配慮したサービスを提供します。

基本的な算出方法（単位:人分、時間分）

平成 17 年度の移動支援に該当するサービス利用者数に、利用者数の伸び等を勘案して見込んだ数を加えて見込量とします。

利用者の伸びは、新たなサービス利用者分（現在の施設入所待機者、養護学校卒業生、入所施設からの地域移行者、退院可能な精神障害のある人等）を考慮して設定します。

5 地域活動支援センター機能強化

サービスの考え方

基礎的事業

利用者を通わせ、創作的活動、生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を図るとともに、日常生活に必要な便宜を供与します。市の一般財源（交付税）で実施します。

地域活動支援センター機能強化事業

基礎的事業に加えて、本事業を行います。一定の体制を整えた場合には、国庫補助事業の対象となります。

（参考）当初国が要綱で例示していた地域活動支援センターの分類

地域活動支援センター 型

専門職員（精神保健福祉士等）を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障害に対する理解促進を図るための普及啓発等の事業を実施します。なお、相談支援事業を併せて実施又は委託を受けていることを要件とします。1日当たりの実利用人員を概ね20名以上とします。

地域活動支援センター 型

地域において雇用・就労が困難な在宅の障害のある人に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施します。1日当たりの実利用人員を概ね15名以上とします。

地域活動支援センター 型

地域の障害者のための援護対策として地域の障害のある人団体等が実施する通所による援護事業の実績を概ね5年以上有し、安定的な運営が図られていることが要件となります。自立支援給付に基づく事業所に併設して実施することも可能です。1日当たりの実利用人員は概ね10名以上とします。

これまでの事業

	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
地域デイケア施設	5 箇所 27 人	5 箇所 38 人	5 箇所 37 人
精神障害者小規模作業所 (つばさ工房)	1 箇所 15 人	1 箇所 15 人	1 箇所 15 人
精神障害者小規模地域生活支援センター(れすと)			1 箇所 5 人
身体障害者デイサービス事業	1 箇所 15 人	1 箇所 15 人	1 箇所 15 人

見込量

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 23 年度
地域活動支援センター (基礎的事業)	3 箇所 45 人	5 箇所 60 人	10 箇所 85 人	10 箇所 120 人
(機能強化事業)	0 箇所	3 箇所	5 箇所	5 箇所

地域デイケア施設が平成 19 年度、平成 20 年度で地域活動支援センターに移行するものとなりました。

確保の方策

既存の地域デイケア施設や小規模作業所などの地域活動支援センターへの移行を支援し、確保します。

また、必要に応じて既存の事業所の拡充、新たな法人の参入等によりサービスを確保します。

基本的な算出方法(単位:箇所分、人分)

平成 17 年度の利用者数及びニーズ等を勘案して推計した数を見込量とします。機能強化事業については、当初国が要綱で例示していた地域活動支援センターの型・型・型のような事業を実施見込みの箇所数を設定します。

6 日中一時支援事業

サービスの考え方

障害のある人等の家族の就労支援及び障害のある人等を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的として、障害のある人等に活動の場を提供し、見守り、社会に適應するための日常的な訓練等の支援を行います。

これまでの事業

	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
児童デイサービス	0 人	0 人	0 人
障害児学童保育 (なかよしの定員)	12 人	12 人	14 人
日中利用の短期入所 (年間延べ利用者数)	1 人	17 人	48 人

見込量 (単位:人分/月)

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 23 年度
日中一時支援事業	20 人	22 人	24 人	30 人

1 ヶ月当たりの利用者数の伸びを 2 人としました。

確保の方策

障害福祉サービス事業所等に対して事業を委託することによって確保します。

基本的な算出方法 (単位:人分/月)

次の 及び によりそれぞれ算出します。

平成 17 年度の児童デイサービス事業等の実利用者数を基に、放課後対策、レスパイト等のニーズを把握して、利用者数の伸び分を加えたもの。

平成 17 年度の知的障害のある人及び障害児短期入所のうち、日中利用に係る利用者数を把握して、利用者数の伸び分を加えたもの。

7 社会参加（任意事業）

（1）奉仕員等の養成

サービスの考え方

各種奉仕員等の養成のための研修会等の機会の確保に努め、研修の実施と奉仕員等の確保を図ります。

これまでの事業

養成講座としての実施ではありません。

	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
手話講習会受講者数	入門編 34 人	基礎編 34 人	基礎編 34 人

見込量

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 23 年度
手話奉仕員養成	実施	実施	検討	検討
要約筆記奉仕員養成	検討	検討	検討	検討

確保の方策

平成 18 年度・平成 19 年度の 2 か年で手話奉仕員の養成講座を実施します。また、県が開催する各種奉仕員養成講座の受講を支援し、奉仕員の養成に努めます。

基本的な算出方法

県に対して手話通訳者等の養成を要請し、市では、「入門」「基礎」レベルの各種奉仕員養成を行います。

(2) スポーツ、文化、芸術活動

サービスの考え方

生涯学習・スポーツプログラムの充実を図り、障害のある人のスポーツ、文化・芸術活動の促進を図ります。

これまでの事業

	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
障害者スポーツ大会	224 人	287 人	271 人
心身障害児レクリエーション	30 人	32 人	44 人

見込量

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 23 年度
障害者スポーツ大会	300 人	300 人	300 人	300 人
心身障害児レクリエーション	50 人	50 人	50 人	50 人

確保の方策

障害のある人を対象とした事業だけでなく、広く市民を対象とした事業において、障害のある人の参加を進めます。

基本的な算出方法（単位:人）

障害のある人の自立や社会参加を促進するには、地域の障害のある人がスポーツ、文化、芸術等に積極的に取り組めるよう、環境の整備や各種支援を行うことが必要なため、地域の障害のある人のニーズを把握し、これまで実施している事業をふまえて、必要な事業等を位置づけます。

障害福祉計画の期間と見直し

(1) 障害福祉計画の期間

障害福祉計画の期間は、第一期が平成 20 年度まで、第二期が平成 21 年度から 23 年度までとします。

第一期 平成 18 年度～20 年度

第二期 平成 21 年度～23 年度

(2) 障害福祉計画の見直し

第一期計画が平成 20 年度までの計画であることから、平成 20 年度に計画を見直し、第二期計画を策定します。

また、制度改正等の動向など、必要に応じて見直しを行います。

障害福祉計画の達成状況の点検と評価

(1) 障害福祉計画の達成状況の点検と評価の考え方

障害福祉推進の中核組織として地域自立支援協議会を設置し、運営の充実を図ります。

また、障害者プラン推進委員会の運営の充実により、計画の評価・推進を図ります。

計画の改定にあたっては、評価結果をふまえます。

(2) 障害福祉計画の達成状況の点検と評価の実施方法

達成状況の点検にあたっては、見込み量と実際のサービス利用量をふまえるとともに、サービスを利用している障害のある人等の満足度を基礎として、施策の達成状況を点検・評価します。